

府政防第 1674 号  
令和 7 年 12 月 18 日

各都道府県防災担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）  
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（生活環境担当）

### 「指定避難所等の指定状況等の調査」の結果と今後の対応について（通知）

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般ご協力いただきました、避難所の指定状況等の調査結果を、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

各都道府県におかれましては、下記の事項についてご留意の上、貴管内の市区町村防災担当主管部局に周知いただくとともに、各市区町村において避難所の確保が進むよう、必要な支援をお願いいたします。

なお、本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

#### 記

##### 1. 指定避難所等の確保

下記（1）～（5）に留意のうえ、指定避難所のみならず、協定・届出等避難所等により避難所の確保を進めていただきたい。特に指定避難所等に避難することができる避難者数の合計が、それぞれの自治体における、想定最大避難者数を下回る場合には、速やかに確保に向けた検討を進めていただきたい。

###### （1）指定避難所・指定福祉避難所の一層の指定等

指定避難所・指定福祉避難所（以下「指定避難所等」という。）については、「避難生活の良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（令和 6 年 12 月改定）等に基づき、避難所における良好な生活環境を確保いただきたい。

その際、当該指針等においてスフィア基準（1 人当たり最低 3.5 m<sup>2</sup>）に沿った十分な避難者の生活スペースの確保等が求められており、想定される避難者数を勘案した上で、特に想定最大避難者数を受け入れるだけの避難所数を確保されていない自治体においては、指定避難所等の一層の指定や協定・届出等により確保している避難所・福祉避難所（以下「協定・届出等避難所等」という。）の一層の確保、避難所として

のホテル・旅館等の確保を進める等、避難所の確保に取り組まれたい。

避難所の確保にあたっては、生活環境担当から発出している事務連絡「災害時の避難所としての大学施設（体育館等）の活用について」（令和7年6月9日付）や「特別支援学校を障害のある子供のための福祉避難所に指定する取組の推進について」

（令和6年11月28日付）を参考に、大学施設（体育館等）や特別支援学校を指定避難所等として指定することについても検討をいただきたい。

加えて文部科学省及び生活環境担当から発出している事務連絡「災害時の避難所としての公立学校の活用について」（令和7年11月5日付）を参考に、指定避難所等として指定されていない公立学校を指定することについても検討をいただきたい。

## （2）協定・届出等避難所等の確保等

避難所での避難生活が長期にわたる場合や、あらかじめ指定した指定避難所等だけでは避難所が不足する場合等に備えて、事前に協定・届出等により避難所を確保すること。なお、協定・届出等避難所等においても、指定避難所等と同様に、災害用備蓄物資を提供すること等を通じて、情報を把握し必要な支援を行うこと。

避難所の確保にあたっては、当室から発出している事務連絡「宗教法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の活用の検討のお願い」（令和7年6月20日付）を参考に、宗教法人との協定締結もご検討いただきたい。

## （3）車中泊避難用駐車場数の確保

災害発生時には、様々な理由によりやむを得ず車中泊避難を選択する避難者が一定程度発生することから、平時から広い車中泊避難用駐車場を確保するとともに、支援物資の提供方法についての検討をお願いしたい。

## （4）ホテル・旅館等の確保

避難所数が量的に不足する場合等には、ホテル・旅館等への避難を速やかにご検討いただきくためにも、平時から協定等によるホテル・旅館等の確保をお願いしたい。

## （5）避難所の指定等にあたっての留意事項

避難所の指定等にあたっては、災害（洪水、内水、高潮、津波、土砂等）での被害想定区域など、災害発生リスクの高い場所にある施設は可能な限り指定等しないこと。やむを得ず指定等する場合には、必要な水害・土砂対策を行うことが望ましい。

また、避難所を開設する場合は、指定や協定・届出等に関わらず、取組指針等に沿って避難所の被災状況・周辺火災の延焼等の二次災害の可能性、危険物の有無などの安全面を直ちに確認のうえ避難所を開設すること。

## 2. 「指定避難所」と「指定福祉避難所」の整理

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 7 の規定に基づき、市区町村長が「指定避難所」及び「指定福祉避難所」を指定しているところであるが、それぞれ災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 20 条の 6 第 1 号から第 4 号まで、同第 1 号から第 5 号までの指定基準に基づき指定されていることから、それぞれの機能は異なり、同一施設の同一空間を双方兼ねて指定することは想定されていないことにご留意いただきたい。

なお、同一施設内で空間を分けて、それぞれに一般避難所、福祉避難所の機能を持たせてそれぞれ指定することは構わない。

## 3. 避難所における想定避難者数の把握

指定避難所等以外にも協定・届出等避難所等、車中泊避難用駐車場及びホテル・旅館等の確保にあたっては、当該避難所において、受け入れ得る想定避難者数を平時から把握し、発災後には実際の状況を踏まえたうえで迅速に支援を行える体制を整えること。

### <連絡先>

(1. (1)、(2) 及び (5) 並びに 2. 及び 3. について)

内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（生活環境担当）付

阿部、藤川、平塚、森下、宮本

TEL: 03-3501-5693（直通）

(1. (3) 及び (4) について)

内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（避難支援担当）付

小林、牧野、黒濱、井形

TEL: 03-3593-2849（直通）